

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	幸田町
4. 届出番号	12
5. 独自利用事務の事例番号	18-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.kota.lg.jp/index.cfm/15,0,319,html

執行機関名 幸田町長

予防接種に係る実費の徴収に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	予防接種法(昭和23年法律第68号)に定めるもののほか、町が独自に行う定期予防接種及び臨時予防接種の実施又は任意予防接種の実施に関する事務であって町長が指定するもの
②番号法別表第1の項	10	
③番号法別表第2の項	18	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第29号)別表第1第15の項 予防接種法(昭和23年法律第68号)に定めるもののほか、町が独自に行う定期予防接種及び臨時予防接種の実施又は任意予防接種の実施に関する事務であって町長が指定するもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	予防接種法(昭和23年法律第68号)第1条	幸田町高齢者肺炎球菌任意予防接種事業実施要綱(平成28年要綱第19号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、 <u>国民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。</u>	第一条 この要綱は、高齢者における肺炎の予防及び重症化予防に寄与することを目的とする肺炎球菌感染症に係る予防接種であって、予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定に基づき町が行う定期予防接種に該当しないもの(以下「任意予防接種」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		幸田町高齢者肺炎球菌任意予防接種事業実施要綱(平成28年要綱第19号)